

# 市発注工事における社会保険等未加入対策の強化について

R5.9月

総務部契約検査課

建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保と社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）にかかる法定福利費を適切に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築を図る観点から、本市発注の建設工事において、社会保険等未加入対策の強化を実施します。

## 1. 社会保険等の加入に必要な法定福利費の確保に向けた取り組み

### （1）法定福利費を明示した「請負代金内訳書」の提出

受注者は、契約締結後14日以内に社会保険等に係る法定福利費を明示した請負代金内訳書を発注者（工事監督職員）に提出してください。ただし、入札時に提出した工事費内訳書に法定福利費が明示されている場合は、その工事内訳書を請負代金内訳書として取り扱いますので、請負代金内訳書の提出は不要です。

### （2）予定価格に含まれる法定福利費概算額の公表

入札情報公開サービスにおいて、入札公告時に設計図書の一部として掲載します。

公表する法定福利費の概算額は、社会保険等に係る法定福利費のうち事業主負担額の概算額です。なお、当該概算額は、あくまで現場管理費及び直接工事費（営繕工事については、直接工事費、共通仮設費及び現場管理費）に含まれる法定福利費について、当該工事に係る積算上の予定価格の額に工種別の「予定価格に占める法定福利費の平均割合」を乗じて算出したものであり、実際に事業主が負担する額は労働者の雇用形態、施工地域等の実績に応じて異なります。

## 2. 発注工事からの社会保険等未加入業者の排除に向けた取り組み

### （1）全ての下請業者を社会保険等に加入している建設業者に限定

契約約款の第7条の2に、社会保険等未加入業者を下請契約の相手方としてはならない旨の規定を新設します。

社会保険等未加入建設業者とは、「建設業許可を有する建設業者のうち、事業所として社会保険等の加入義務があるにもかかわらず、加入していないもの」をいいます。よって各保険の適用が除外され、法律上、加入義務がない者と契約することは問題ありません。

社会保険等未加入建設業者であっても、工事の施工が困難となる場合等の特別の事情を有すると発注者が認めた場合は、発注者が指定する期間内に社会保険等に加入することを条件に下請契約の相手方とすることができます。なお、特別の事情に該当するか否かについては、受注者から提出された理由書やヒアリング等を踏まえ、個別に判断します。

契約違反した場合は、受注者（元請）に対するペナルティ（違約金の請求、指名停止、工事成績評定の減点）を措置します。